

ICT研究者育成型研究開発（若手研究者枠※）

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成するために、若手研究者（個人又はグループ）が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託。

■ 対象

若手研究者

（研究代表者が「若手研究者の要件」を満たし、かつ研究分担者全員が「若手研究者の要件」又は「中小企業の要件」を満たす必要がある）

※電波の有効利用に資する技術課題は、平成27年度から「電波有効利用促進型」に一元化。

■ 研究開発経費等（間接経費：直接経費の30%を上限として別途配分）

フェーズ	研究開発経費（上限）	研究開発期間
フェーズⅡ	単年度1課題あたり1,000万円 (初年度は上限100万円)	最長3か年度＋2か月

■ 採択評価の主なポイント

- 若手研究者の育成の観点で評価できるICTの研究開発。
- ビッグデータ分析の専門家（データサイエンティスト）の育成の可能性（加点評価）

■ 補足説明

- 採択評価時に、初年度及び次年度（計1年2ヶ月間）分をまとめて評価。
（4月から研究開始も可）
- 採択決定のタイミングで、次年度も安定的に研究開発に取り組めるよう措置。

若手研究者の要件

【若手研究者の要件】

平成30年の4月1日時点において、以下の①又は②のいずれかの条件を満たす研究者であること。

- ① 39歳以下の研究者
- ② 42歳以下の研究者であって、出産・育児・社会人経験等、研究に従事していない期間について研究開発課題提案書に記述して申請する場合
(申請した期間を差し引くと39歳以下となること)

なお、提案にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 「若手研究者の要件」による研究開発実施者としての採択回数が2回未満であること。

フェーズⅠで採択された場合、選抜評価を経てフェーズⅡに移行したものを1回とする。

採択回数には、「電波有効利用促進型(若手ワイヤレス研究者等育成型)」、「若手ICT研究者育成型研究開発」及び「若手先端IT研究者育成型研究開発」において採択された回数を含めるものとする。

(若手先端IT研究者育成型研究開発は平成18年度で新規募集を終了)

- (2) 共同研究の形で提案する場合、研究分担者についても「若手研究者の要件」を満たしていること。

もしくは、研究分担者が所属する企業が「中小企業の要件」を満たしていることとする。

中小企業の要件

【中小企業の要件】

研究代表者が中小企業に所属していること。

本事業における「中小企業」とは、下表に示す「資本金の基準」又は「従業員の基準」のいずれかを満たす企業のこと。

なお、本事業の中小企業には、所謂「みなし大企業※」も含むものとする。

業種	従業員規模	資本金規模
製造業・その他の業種(下記以外)	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※資本金の2分の1以上を大企業が所有する、もしくは、役員の2分の1以上を大企業が占める等、中小企業者以外による意思決定が可能な状態にあり、実質的に大企業が支配しているとみなされる中小企業のこと。

なお、ICT分野の研究開発に資するため、本要件においては中小企業関連立法の政令による以下の企業も中小企業として扱う。

業種	従業員規模	資本金規模
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	300人以下	3億円以下